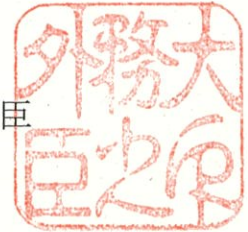


情報公開第00460号  
令和4年5月12日

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

外 務 大 臣



### 決定書の謄本送付について

平成18年9月28日付けでなされた異議申立てに対する決定書の謄本を送付します。

#### 付属添付

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 決 定 書

愛知県名古屋市中区丸の内3丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 303号

異議申立人

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聡

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下「法」という。)に基づく開示請求に対する行政文書開示決定等(平成18年9月25日付け情報公開第02665号及び第02666号、以下「原決定」という。)に対して、上記異議申立人が平成18年9月28日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

## 主 文

異議申立てを認容し、対象文書の存否を明らかにして改めて開示等の決定を行う。

## 異議申立ての要旨

原決定の取消しを求める。

## 決定の理由

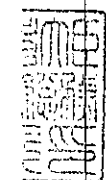
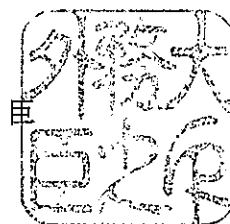
原決定について改めて検討した結果、文書1の存否を明らかにすること自体が法5条3号及び6号に該当するとはいえないと判断されたことから、法8条により対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した原決定を

取り消し、対象文書の存否を明らかにして改めて開示等の決定をすべきとの判断に至った。

よって、主文のとおり決定する。

令和4年5月12日

外 務 大



本書は、決定書の謄本である。



令和4年5月12日

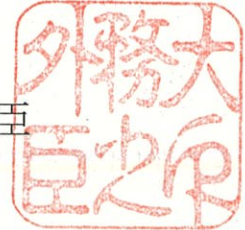
外務省大臣官房総務課長



特定非営利活動法人  
情報公開市民センター  
新海 聡 様

情報公開第00461号  
令和4年5月12日

外務大臣



## 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表(別紙)のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

- 1 開示を求められた行政文書の名称等  
平成11年4月から5月に超党派国会議員団(日下部、鴨下、根本、小野寺議員他)が訪米した際に、在米日本大使館で支出されたすべての会食および供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切
  - 2 開示請求番号 2006-00831
  - 3 開示請求受付日 平成18年7月26日
- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- ※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京地方裁判所

### 【備考】

この決定は、平成18年9月28日付けの異議申立てを受け、平成18年9月25日付け情報公開第02665号にて通知した決定の内容を取り消し、改めて決定したものです。

以上

開示請求対象行政文書一覧表

1	行政文書の名称等: 在外公館員と我が国関係者との間で行われた会合経費等支払い証拠書類
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条6号
	決定理由: 理由1のとおり。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 2枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 用紙の閲覧<説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分) )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合:20円

全部 一部 (希望する部分) )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付

記憶媒体に複写したものを交付する場合:20円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分) )

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定が無い場合は最小数の媒体に複写します。)

# 不開示理由一覧

【1 / 1頁】

開示請求番号：2006-00831			不開示 条項
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	文書1（支払い証拠書類のうち、支払先、領収書、整理番号、証番号の部分）	在外公館員と我が国関係者との間で行われた会合経費等の支出に係る対象文書中、公にすることにより、出席者等の安全確保を困難にし、外交事務の適性かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6号

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ①令和04年05月13日～令和04年06月13日（土日祝日及び年末年始を除く。）  
9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）  
（なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）
- ②外務省大臣官房総務課 公文書監理室  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【開示の実施方法】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外務省は原則窓口業務を控えさせていただいております。開示請求については、郵送による申請を積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、開示請求文書が大量にある等、窓口で文書を閲覧した上で、一部の写しのみの交付を希望する場合は、希望日の前日までに上記②に電話連絡の上、窓口の来訪予約をしてください。来訪当日は、マスク着用及び検温を強くお願いするとともに、来訪される方と対応者との間が密接にならないようにさせていただくなど、感染防止対策への御理解と御協力をお願いいたします。

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

- ①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等をチェックもしくは記入してください。
- ②必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分毎に異なる方法をチェック・記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは「（窓口で）閲覧」する等）もできます。
- ③ある方法による開示実施を受けた後に、別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合、最初に開示実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。



【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R (1枚)：100円、DVD-R (1枚)：120円、FD (1枚)：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、公文書監理室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚20g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R(1枚)60g、DVD-R(1枚)60g、FD(1枚)40g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、“ゆうパック”を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

- ・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 0円  
(内訳：実施手数料 20円 - 控除額 300円)
- ・すべて紙に印刷し閲覧： 0円  
(内訳：実施手数料 100円 - 控除額 300円)

②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 120円

【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R (1枚)：100円、DVD-R (1枚)：120円、FD (1枚)：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、公文書監理室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚20g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R(1枚)60g、DVD-R(1枚)60g、FD(1枚)40g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなることがあります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 0円  
（内訳：実施手数料 20円 - 控除額 300円）

・すべて紙に印刷し閲覧： 0円  
（内訳：実施手数料 100円 - 控除額 300円）

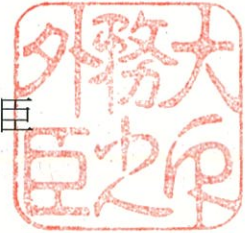
②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 120円

特定非営利活動法人  
情報公開市民センター  
新海 聡様

情報公開第00457号  
令和4年5月12日

外務大臣



## 行政文書の開示請求に係る決定について(通知)

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表(別紙)のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

- 1 開示を求められた行政文書の名称等  
平成11年4月から5月および同年9月に山中燐子衆議院議員が訪米した際に、在米日本大使館で支出されたすべての会食および供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切
  - 2 開示請求番号 2006-00832
  - 3 開示請求受付日 平成18年7月26日
- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- ※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京地方裁判所

### 【備考】

この決定は、平成18年9月28日付けの異議申立てを受け、平成18年9月25日付け情報公開第02666号にて通知した決定の内容を取り消し、改めて決定したものです。

以上

開示請求対象行政文書一覧表

1	行政文書の名称等: 在外公館員と我が国関係者との間で行われた会合経費等支払い証拠書類
	決定区分: 部分開示
	決定に係る該当条項: 5条1号、5条2号、5条6号
	決定理由: 理由1及び2のとおり。

開示実施可能な媒体の種別: 文書または図画

数量: 11枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 用紙の閲覧<説明事項>【参考】の欄をご覧ください。

全部 一部 (希望する部分) )

2. 写しの交付 すべて白黒で交付した場合:110円

全部 一部 (希望する部分) )

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付

記憶媒体に複写したものを交付する場合:110円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分) )

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定が無い場合は最小数の媒体に複写します。)

# 不開示理由一覧

【1 / 1頁】

開示請求番号：2006-00832			
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書1（3頁目、6頁目、9頁目、13頁目及び19頁目の出席者不開示部分）	当該情報は、個人及び邦人に関する情報であり公にすることにより、当該邦人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示としました。	1号、 2号
2	文書1（理由1以外の不開示部分）	在外公館員と我が国関係者との間で行われた会合経費等の支出に係る対象文書中、公にすることにより、出席者等の安全確保を困難にし、外交事務の適性かつ効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	6号

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ①令和04年05月13日～令和04年06月13日（土日祝日及び年末年始を除く。）  
9時45分から17時30分まで（12時30分から13時30分を除く。）  
（なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで。）
- ②外務省大臣官房総務課 公文書監理室  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067

【開示の実施方法】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外務省は原則窓口業務を控えさせていただいております。開示請求については、郵送による申請を積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、開示請求文書が大量にある等、窓口で文書を閲覧した上で、一部の写しのみの交付を希望する場合は、希望日の前日までに上記②に電話連絡の上、窓口の来訪予約をしてください。来訪当日は、マスク着用及び検温を強くお願いするとともに、来訪される方と対応者との間が密接にならないようにさせていただくなど、感染防止対策への御理解と御協力をお願いいたします。

【「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法について】

- ①開示の実施方法等は、「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書について希望する開示の実施方法等をチェックもしくは記入してください。
- ②必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や、部分毎に異なる方法をチェック・記入すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは「（窓口で）閲覧」する等）もできます。
- ③ある方法による開示実施を受けた後に、別の方法による開示実施を受けることもできます。この場合、最初に開示実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。

【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R（1枚）：100円、DVD-R（1枚）：120円、FD（1枚）：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、公文書監理室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

- ①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）
- ②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚20g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R（1枚）60g、DVD-R（1枚）60g、FD（1枚）40g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなることがあります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

- ・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 0円  
 （内訳：実施手数料 110円 - 控除額 300円）
- ・すべて紙に印刷し閲覧： 0円  
 （内訳：実施手数料 100円 - 控除額 300円）

②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 140円

【開示実施手数料の算定】

①基本額

「開示請求対象行政文書一覧表」の各行政文書毎に、チェックした開示実施の方法及び数量から開示実施手数料を算出し、合計額を算出してください。

②媒体料金

CD-R、DVD-R又はFDでの交付を希望される場合は、希望する媒体の料金を加えてください。

CD-R (1枚)：100円、DVD-R (1枚)：120円、FD (1枚)：50円

※複数の開示実施を同時に申し出る場合、媒体の容量の範囲内で、まとめて1枚の媒体に複写することが可能です。その場合は、必要な枚数分の媒体料金のみ納付して下さい。必要となる媒体の枚数の判断が困難な場合は、公文書監理室の開示実施担当までご連絡ください。

③開示請求手数料の控除（今回の控除額は300円となります。）

開示請求1件につき、開示請求手数料分を上限として控除されます。（実施申出が複数回ある場合でも上限は同じ。）

上記①②③を次の式にあてはめて、最終的な開示実施手数料を算出して下さい。

$$\text{開示実施手数料} = (\text{①基本額} + \text{②媒体料金}) - \text{③今回の控除額}$$

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料額面の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。

【開示実施手数料の減免（免除）】

①生活保護を受けているなど経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示実施手数料の減額または免除を受けることができます。（限度額は、法施行令第14条に記載。）

②減額又は免除を受けたい方は「開示実施手数料の減額（免除）申出書」を提出してください。

【写しの送付を希望する場合の郵送料】

①封筒（定形外）1枚20g

②写しの送付を希望する媒体の重量

A4版用紙1枚4.3g×枚数、CD-R(1枚)60g、DVD-R(1枚)60g、FD(1枚)40g

上記①②を足して、最終的な重量を算出し、「国内郵便料金表」（日本郵便）を参考に郵送料を算出してください。

※複数の開示実施を一括して行う場合、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が算定された額よりも安くなる場合があります。

【郵送料の納付】

「行政文書の開示の実施方法等申出書」に郵送希望である旨を記入し、最終的な重量の郵便切手を貼り付けない状態で同封してください。

【参考手数料】（すべての開示対象文書を紙媒体で開示実施、写しの送付を希望した場合）

①開示実施手数料

・すべて紙に白黒印刷したものの交付： 0円  
（内訳：実施手数料 110円 - 控除額 300円）

・すべて紙に印刷し閲覧： 0円  
（内訳：実施手数料 100円 - 控除額 300円）

②郵送料（見込み額）

すべての写しの送付を希望する場合の郵送料（見込み額） 140円